



マナーからルールへ

## 受動喫煙のない社会を！

■問い合わせ いきいき健康課 ☎ 23-3220

喫煙は、がんをはじめ多くの病気と関係しています。また、女性の喫煙は、早産や低出生体重児の原因となるなど、女性特有の影響も報告されています。

たばこは周りの人にも煙を吸わせてしまい、周囲の人の健康も脅かしてしまうため、注意が必要です。

### ■たばこの煙は周りの人にも

喫煙者が吸っている煙だけでなく、たばこから立ち上る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールはもちろん、多くの有害物質が含まれています。

本人は喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。

受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）などと因果関係があるといわれています（「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」より）。周りの人に煙を吸わせないための配慮が必要です。

### ■受動喫煙の対策が始まっています

現在、国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、受動喫煙防止対策の強化を図っています。

平成30年7月には、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日までに段階的に施行されます。（下のスケジュール表を参照）  
これにより、学校や病院、児童福祉施設、行政



機関等が原則敷地内禁煙、また、飲食店、事業所、工場など多くの施設が原則屋内禁煙となります。

事業所等での受動喫煙防止対策の具体的な方法等の相談は、下記の窓口で対応をしています。

「受動喫煙防止対策」の相談窓口  
松江保健所（健康増進課）  
電話0852-23-1314

2019年		2020年	
7月	9月（ラグビーW杯）	4月	7月（東京オリンピック・パラリンピック）
1/24	一部施行①（喫煙する際の周囲の状況への配慮義務）		
	7/1	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設、行政機関等） 原則敷地内禁煙	
		4/1	全面施行（上記を除く施設等） 原則屋内禁煙